

役員等及び評議員の報酬等  
並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人ひまわり福祉会

社会福祉法人ひまわり福祉会  
役員等及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひまわり福祉会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事及び評議員選定委員会委員をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれるものをいう。
- (4) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。  
常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (5) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費)等であつて、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間3,000万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間99万円以内とする。

3 この法人の常勤理事の報酬月額は別表1「常勤理事俸給表」に定めるとおりとする。

4 各々の常勤理事の報酬月額は、別表1「常勤理事俸給表」のうちから、評議員会の決議によって定めるものとする。

5 職員から常勤理事へ所属変更となった際の報酬は、職員給与の最終年間支給額を12か月等分した額を別表1「常勤理事俸給表」に照らし、それを下回らない役位の号を適用する。

6 常勤理事として役位を変更する場合は、別表1「常勤理事俸給表」に定めた役位区分内で変更前の報酬額に最も近い号を適用する。

- 7 別表1「常勤理事俸給表」の号は一期毎に1号の昇給を原則とし、法人経理状況、職員の状況、社会状況等に照らし評議員会で決定する。
- 5 非常勤理事に対する報酬は、別記1「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 6 各々の監事の報酬は、別表1「常勤理事俸給表」及び別記2「非常勤監事の報酬」を勘案して、評議員会において定めるものとする。
- 7 個々の評議員の報酬は、別記3「評議員の報酬」に定める額とする。
- 8 評議員選定委員会委員の報酬は、別記4「評議員選定委員会委員の報酬」に定める額とする。

#### (災害補償)

第5条 常勤役員が業務上の事由により負傷し又は疾病にかかった場合の補償は次の通りとする。

死亡補償	5,000千円
入院補償	1日につき 3,000円、180日間
手術補償	入院補償日額の10倍(入院中の手術) または5倍(入院中以外の手術)、いずれも180日間
通院補償	1日につき 2,000円、90日間
治療諸費用補償	1災害あたり 限度額1,000千円

#### (定期生命保険等の契約)

第6条 法人は、前条の災害補償のため、法人は法人の指定する保険会社と定期生命保険等の契約を締結することができる。

- 2 前項にかかる保険料は、全額法人が負担するものとする。

#### (退職慰労金の支給)

第7条 三期以上にわたり在職した役員が退職する場合には、別表2に定める退職慰労金を支給する。但し、支給該当年の予算の範囲を超えないよう分割して支給することができる。

- 2 役員の死亡による退職の場合は、その遺族に支給する。

#### (費用弁償の支給)

第8条 この法人は、役員等及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準じる。
- 3 役員等及び評議員には、会議出席その他業務執行に要する交通費として別記6「役員等及び評議員旅費支給基準」の定めにより旅費を支給することができる。

(報酬等の支給日)

第9条 常勤役員の報酬等は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。

2 非常勤役員等及び評議員の報酬等は、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第10条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出があった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附則 この規程は、平成29年6月24日(評議員会の議決日)から施行する。

この規程の一部は、令和元年6月22日(評議員会の議決日)から施行する

この規程の一部は、令和3年6月26日(評議員会の議決日)から施行する。

この規程の一部は、令和4年6月18日(評議員会の議決日)から施行する。

この規程の一部は、令和5年6月10日(評議員会の議決日)から施行する。

別表1 常勤理事俸給表

役位	号	報酬月額	役位	号	報酬月額
常勤理事	1	300,000円	理事長	11	800,000円
	2	350,000円		12	850,000円
	3	400,000円		13	900,000円
	4	450,000円		14	950,000円
	5	500,000円		15	1,000,000円
専務理事	6	550,000円		16	1,050,000円
	7	600,000円		17	1,100,000円
	8	650,000円		18	1,150,000円
	9	700,000円		19	1,200,000円
	10	750,000円		20	1,250,000円

別表2 常勤役員退職慰労金

支給対象	支給要件	支給金額
就任三期以上の理事・監事	<p>① 就任中の平均支給月額を支給標準とする。</p> <p>② ①の金額に在職期数と功績倍率を掛けた金額とする。 尚、功績倍率は①で算出された額を別表1に該当させた役位を適用する。</p> <p>[功績倍率基準] 理事長 3.0 専務理事 2.5 常勤理事 1.5</p> <p>③就任時期、及び退職期が任期途中の場合について、1年未満は切捨て、1年以上は繰上げることとする。</p>	支給条件により計算された金額。

別表3 非常勤役員退職慰労金

支給対象	支給要件	支給金額
就任三期以上の理事・監事	① 就任中の平均支給年額を支給標準とする。 ② ①の金額に在職期数を掛けた金額とする。 ③就任時期、及び退職期が任期途中の場合について、1年未満は切捨て、1年以上は繰上げることとする。	支給条件により計算された金額。

別記1 非常勤理事の報酬

理事会・評議員会出席の都度	1人一律20,000円
上記以外の会議出席等業務従事の都度	1人一律20,000円

別記2 非常勤監事の報酬

理事会・評議員会出席の都度	1人一律20,000円
業務監査実施の都度	1人一律20,000円
会計監査実施の都度 (公認会計士・税理士)	1人一律50,000円
上記以外の会議出席等業務従事の都度	1人一律20,000円

別記3 評議員の報酬

評議員会出席の都度	1人一律20,000円
上記以外の会議等出席の都度	1人一律20,000円

別記4 評議員選定委員会委員の報酬

評議員選定委員会出席の都度	1人一律 10,000円
---------------	--------------

別記5 役員等及び評議員旅費支給基準

- ① 理事会、評議員会等会議出席、その他業務執行の都度  
旅費は交通費相当額とする。
- ② 宿泊を伴う出張(研修を含む)  
旅費(交通費、宿泊費)は、一般職員出張旅費支給基準に準ずる。